

【暫定版】商品・サービス券 利用・換金マニュアル

※本マニュアルは延岡市が委託する「のべおか市民生活応援商品・サービス券」全世帯配布業務委託の受託事業者決定前の暫定版となります。正式版は受託事業者決定後に取扱店に送付いたします。

I. 商品券の取り扱いについて

◇事前準備

1. 掲示物の設置

商品券取扱店を示す「掲示物」を店頭が目立つところに掲示してください。

※「掲示物」は事前に商品券事務局（7月設置予定）より登録取扱店に送付いたします

2. “みほん”の確認

「紙版商品券の見本」（紙版商品券取扱店）は、偽造商品券でないかを確認するためのものですので、大切に保管してください。

◇商品券の取り扱い

お客様が、購入の際に商品券の使用を希望された場合、下記の要領で取り扱いをお願いします。

- ①商品券は1冊500円×14枚つづりとなっていますので、購入代金分の枚数の商品券をお客様からいただってください。

※1冊単位で商品券を受け取る場合、大変お手数ですが枚数の確認（14枚）をしてください。

- ②商品券では、お釣りができませんので、その事をお客様にご理解いただき、不足する分は、現金でお支払いいただくよう伝えてください。

- ③【重要】受け取った商品券の裏面に、取扱店名を記入（ゴム印可）

- ④使用済商品券は、換金申込書とともに、お近くの「換金窓口金融機関」へご持参ください。使用済商品券は、換金申込までの間、大事に保管してください。

※換金の方法については次ページに記載しておりますので必ずご確認ください。

Ⅱ．商品券の換金について

商品券の換金は、換金窓口金融機関に使用済商品券と換金申込書を持参し、手続きを行う必要があります。

◇換金期間

商品券の利用開始日から令和8年1月 23 日(金)まで

※**上記期間以外での換金は一切応じられません**ので、ご注意ください。

◇換金可能金融機関

- 延岡信用金庫の各営業店
 - 宮崎県農業協同組合のうち延岡市内にある各営業店
- (お願い)なるべく14時までに金融機関で申請を行ってください。

◇換金申請に必要なもの

① のべおか市民生活応援商品・サービス券換金申込書

※掲示物とあわせて10枚程度お送りします。

延岡市ホームページからダウンロードすることもできます。

② 使用済商品券

※**商品券の裏面に、必ず店舗名をご記入(ゴム印可)ください。**

◇各店舗への振込について

- 「商品券」について、「換金窓口金融機関」へ持ち込まれた使用済商品券は、1週間分をまとめて、翌週、振込用データを作成する受託会社へ配送されます。

商品券事務局で、店舗ごとの商品券の利用額を集計し、**前週の集計額が1万円を超える店舗に対して振込を行います**。換金手続きから振込までの期間につきましては、2～3週間の見込みとなっております。

- 振込手数料は発生しません。

Ⅲ．問い合わせ先

商品券に関するお問い合わせ先については、「のべおか市民生活応援商品・サービス券」全世帯配布業務委託により設置される商品券事務局が掲示物等に同封して、文書に連絡先(フリーダイヤル)等を記載して送付いたします。